三上税理士法人　－　東海税理士会小牧支部　登録番号 2427 号

Dr tax ドクター・タックス

令和７年７月号

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表便り　５０－５０

GW も終わり、いよいよ暑くなってきますね。皆さん、こんにちは。代表の三上です。

最近、咳が止まらないことがあり、医者に行ったら喘息！？かもしれないと。いや、初めて言われたんですけど！なんか突然なることもあるらしいです。

【幼稚園の時のカワイイ三上先生（笑）】

最近、病弱な私ですが、それもそのはず、今年５０の大台に乗ってしまいます。昭和５０年の５０歳ということで、記念すべき１年となる見込みです。自分的に（笑）

そんなことで５０歳の年で５０－５０の会（飲み会）やりましょう！とお誘い頂いたり、中学校の同窓会の幹事をしたりと、割と仕事以外も忙しくやってます。

LINE グループで中学校の仲間を集めているのですが、もし皆さんのお近くに昭和５０年、昭和５１年生まれの南城中学校卒の方がいらっしゃいましたら、お知らせください（笑）

ではっ！

本店便り　金融リテラシーの向上に―金融経済教育推進機構(J-FLEC)　文責：亀田

突然ですが、皆さんは「金融リテラシー」という言葉を聞いたことはありますか？

もともと、リテラシーという言葉は「読み書きの能力」を指す言葉ですが、最近では「ある分野に関する知識や、それを活用する能力」という意味合いで使われることが多く、「金融リテラシー」の場合は、簡単に言ってしまえば「お金の知識と判断力」ということになります。

会社を経営されている方や個人で事業をされている方々はもちろん、すべての方にとってお金の知識というものは重要になってきますが、学校等でお金について学ぶ機会のあった方はあまり多くないかと思います。また、一昔前はお金と言えば紙幣や硬貨のことでしたが、近年は暗号資産(仮想通貨)やポイントなどもお金と言えます。さらに、キャッシュレスの普及でお金のやり取りがデータ上の数字の増減だけという場合も多く、それに伴い、詐欺の手口もデジタルテクノロジーを駆使した巧妙なものが増えてきており、身を守るためにもますます金融リテラシーの重要性が高まっています。

そこで、令和６年４月に「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」が設立され、官民一体で国民の金融リテラシーを高めるための取り組みが始まっています。金融リテラシー向上に役立つコラムを掲載したり、企業や学校などへ講師を無料で派遣したりしており、またオンラインセミナーでは過去のものも見ることができます。

ご興味のある方は下記サイトを訪れてみてはいかがでしょうか？

【参考】政府広報オンライン「金融リテラシー」って何？最低限身に付けておきたいお金の知識と判断力
https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html
金融経済教育推進機構(J-FLEC)ホームページ
https://www.j-flec.go.jp/

インター店便り

YouTube のおすすめって何を基準にしているんだろう…

文責：大脇

暑さ極まる頃となりましたがいかがお過ごしでしょうか？

毎年のように「今年の夏は暑い！」がまた始まりましたね💦
一度だって検索していないんですよ！ありのままの自分で生きていこうと思っているんですよ！なのに YouTube のショート等では、ひたすら「夏に向けて１日〇回だけでポッコリお腹が」「こんなに痩せちゃった」等の動画がわんさか。いや…気に…気にしてないもんっ！

さらにはここ最近７月に大災難が起こるという内容もよく目にします。なんでも、東日本大震災を的中させた漫画家が、2025 年７月５日に日本が巨大な津波に襲われ、大災難が起こると記載したとか。予言は今年に入ってさらにエスカレートし、特に香港では著名な風水師の予言が「お墨付き」を与え、日本行きの飛行機が減便される等経済にも影響を与えているそうです。

そういえば、遡る事何年か、ノストラダムスの大予言で「1999 年の７月に恐怖の大王がきて人類滅亡」なんてものもありましたね。いつの世も「予言」や「噂話」がありますが、振り回されることなく冷静に行動したいものですね。

さて、熱中症の話に戻ると…今年の６月１日より熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正されました。今回の改正では、事業者の熱中症対策について以下の２点が明記されました。

①熱中症患者の報告体制の整備・周知

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業など「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときは、熱中症を生じた疑いがある作業従事者を発見した者に、その旨の報告をさせる体制を整備しなければなりません（改正規則 612 条の２第１項）。

また、事業者が整備した熱中症患者の報告体制は、作業従事者に対して周知させる必要があります。

② 熱中症の悪化防止措置の準備・周知

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業など「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときは、あらかじめ作業場ごとに、以下の措置の内容および実施手順を定めなければなりません（改正規則 612 条の２第２項）。

事業者が定めるべき熱中症の悪化防止措置として、

①当該作業からの離脱
②身体の冷却
③必要に応じて医師の診察または処置を受けさせること
④その他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置

があり、事業者が定めた熱中症の悪化防止措置の内容および実施手順は、作業従事者に対して周知させる必要があります。

熱中症の悪化防止措置の内容や実施手順については、改正規則に従ってあらかじめ定める必要がありますが、実際にはその手順等によって対応するのが適切でない場合もあります。熱中症患者の状態など、実際の現場の状況を踏まえた上で、臨機応変に適切な措置を講じることが大切ですね。

経営情報

令和 7 年度税制改正　リファンド方式について

文責：野村

令和 7 年度税制改正により、輸出物品販売場制度はリファンド方式に移行することになりました。

現行の輸出物品販売場制度は免税店が免税対象購入者（外国人旅行客等）に税抜価格で販売していたのですが、出国前の譲渡や消費、転売、出国時の旅券提示回避などでの税関調査を逃れるなどの不正が多くありました。

そこでリファンド方式では税込価格で販売をし、購入した日から 90 日以内に出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から免税対象購入者に対して消費税相当額を返金する方式としました。このことで国内での消費や転売、出国時の税関調査の回避等の不正を防げると考えられます。

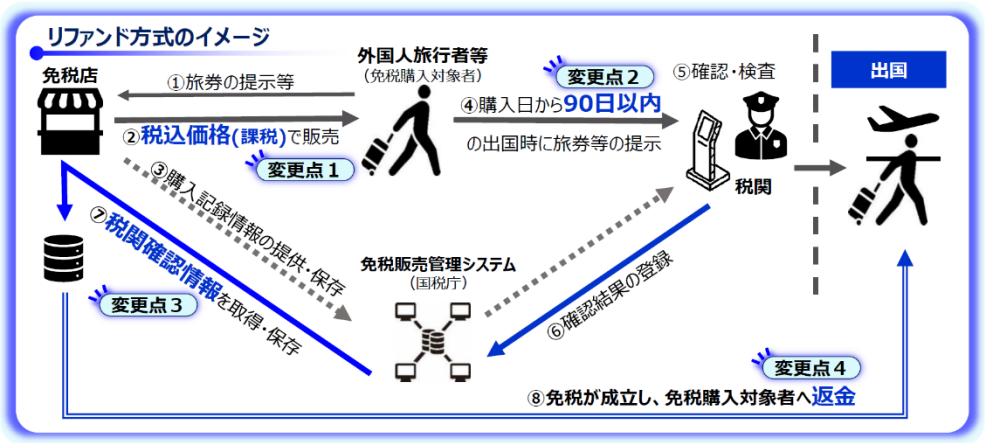

以上の変更により、従来は免税店での販売時に、免税売上の会計処理だけで済みましたが、リファンド方式では、販売時に課税売上として処理をし、税関で免税購入品の持ち出しが確認された後に課税売上から免税売上への振替処理、消費税相当額の返還が必要となりました。

またリファンド方式への移行に伴い、消耗品と一般物品の区分、購入限度額、免税対象物品、特殊包装が廃止されました。そのほかに免税販売手続きの見直しや免税店の区分や許可要件等の見直しもされました。このことにより利便性の向上や免税店の事務負担の軽減が図られます。

以上のリファンド方式への移行等改正は、令和 8 年 11 月 1 日から適用されます。

【参考】輸出物品販売場制度のリファンド方式への見直し｜国税庁
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm

7 月の税務

- 固定資産税(都市計画税)の第 2 期分の納付　納付期限…7 月中において各自治体の条例で定める日
- 源泉所得税納期の特例分(1 月～6 月分)の納付　納付期限…7 月 10 日(木)
- 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付　納付期限…7 月 10 日(木)
- 所得税の予定納税額の減額申請　申請期限…7 月 15 日(火)
- 所得税の予定納税額の納付（第 1 期分）　納付期限…7 月 31 日(木)
- 5 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、11 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)　申告期限…7 月 31 日(木)

行楽日記

ラ コリーナ近江八幡

文責：富川

ラ コリーナ近江八幡に行ってまいりました。

私事ですが、この度車を買い替える際に滋賀県へ立ち寄りました。せっかくなので滋賀県の有名なものは何か調べてみたところ、クラブハリエがヒットしました。恥ずかしながら、海外のオシャレなお菓子だと思っていました。

そしてそのクラブハリエのフラッグシップ店「ラ コリーナ近江八幡」に、かの有名な交通安全啓発キャラクター・飛び出し坊やのとび太くんが装いを変えていらっしゃるということで、これは行ってみないと！と思い立ち、琵琶湖の沿岸に沿って、あとわずかでお別れの愛車とお出かけしました。

もとは、たねやの洋菓子部門としてクラブハリエが誕生し、今はグループ企業として、ラ コリーナ近江八幡にて、和洋のお菓子と自然を楽しめる空間を提供してくれているそうで、クラブハリエだけでなくたねやの和菓子も楽しめる素敵な場所でした。

栗の木 114 本を使ったカステラショップは時間の関係で残念ながら見られなかったのですが、ガラス張りの見える工房は、手入れが行き届き清潔感があり、作り手の商品への向き合い方も感じられ、子供の頃の工場見学を思い出し感動しました。

丘のようなエリアにたねややクラブハリエのショップがあり、食べる・買うだけでなく、自然の中で感じられる癒しや寛ぎをいただきました。

そしてついに、とび太くんを発見！！
たねやバージョンとクラブハリエバージョン、どちらもとっても素敵でした。

そして愛車とお別れすることになりました。
短い間だったけどいろんな所に連れていってくれてありがとう。
今までありがとう。

無料経営相談実施中！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

日程を調整いたしますので、ご希望のかたはお気軽に担当者までご連絡ください！

三上税理士法人

■本店　〒486-0914　愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店　〒487-0023　愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス　mikami@taxer.info